

○学校法人高千穂学園役員報酬規程

（平成20年4月1日制定）

第1条 この規程は、学校法人高千穂学園の役員報酬等に関する事項を定める。

第2条 理事、監事、参与、評議員に対して本規程に基づき次条以降に定める報酬等を支給する。

第3条 報酬は月額をもって定め、次のとおりとする。

理事長

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分を有しない者のうち	
他に生業（本務職の身分）を有する者	370,000円
上記以外の者	470,000円

学長

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分を有しない者のうち	
他に生業（本務職の身分）を有する者	220,000円
上記以外の者	320,000円

常勤理事

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分を有しない者のうち	
他に生業（本務職の身分）を有する者	70,000円
上記以外の者	100,000円

常勤ではない理事

20,000円

常勤監事

他に生業（本務職の身分）を有する者	70,000円
上記以外の者	100,000円

監事

30,000円

参与

30,000円

2 報酬の額は、特に必要がある者または勤務態様に応じ、理事長が理事会の議を経て増額することができる。

第4条 役員報酬支給期間中は、事務局長手当・管理職手当・資格手当・図書館長手当・委員長手当・研究所長手当またはこれに準じた手当との重複支給は行わず、いずれか高額な役員報酬又は手当を支払うこととする。

第5条 理事の報酬を重複して支給すべき事由が生じた場合には、いずれか高額な役員報酬を支払うこととする。

第6条 賞与は専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない理事長・学長・常勤理事及び常勤監事に対して第3条の月額を基礎として、夏季手当・冬季手当とも学園給与規程による1ヶ月分とし、期末手当は社会情勢、学園の財政状態などを勘案して支給する。

第7条 退職金については、第6条同様に、専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない理事長・学長・常勤理事及び常勤監事に対して支給することとし、その額は、第3

条の月額を基礎として、在任期間に乗じて得た額とする。

- 2 在任期間中、特に功績があった者に対し、理事長は理事会の議を経て特別功労金を支給することができる。

第8条 交通費は次の通り支給する。

- 1 専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない理事長・学長・常勤理事及び常勤監事に対して、交通機関等の利用区間の通勤定期料金6ヶ月相当額を6ヶ月ごとに支給する。ただし、一回の支給限度額は240,000円とする。
- 2 常勤ではない理事のうち、専任職員の身分を有しない者に対して、来校実績に基づき通常の経路、方法による通勤交通費の実費を支給する。ただし、通勤交通費の支給限度額は月額5,000円とする。
- 3 他に生業（本務職の身分）を有する常勤監事及び監事に対して、来校実績に基づき通常の経路、方法による通勤交通費の実費を支給する。ただし、通勤交通費の支給限度額は月額10,000円とする。
- 4 評議員会に出席する評議員であって、理事又は専任職員でない者に対して、一回につき5,000円を支給する。

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。